

容器包装 リサイクル法への対応マニュアル

ステップ	内 容	法 令	補 足 説 明																																																																																																																						
1	<p>貴社がリサイクル法の対象になるかチェックして下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>判 定</td> <td>() 対 象</td> <td>() 対 象 外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>() 特定容器製造事業者</td> <td>() 特定容器利用事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>() 特定包装利用事業者</td> <td></td> </tr> </table> <p>対象の判定となったら以下に進む。</p>	判 定	() 対 象	() 対 象 外		() 特定容器製造事業者	() 特定容器利用事業者		() 特定包装利用事業者		<p>対象事業者 売上高7千万円超/年以上又は、従業員6人以上が該当します。</p>	<p>この法律に定める再商品化義務者は、下記の2事業者に分類されます。 特定容器製造事業者 特定容器製造事業者とは容器を製造している事業者が該当しますが、設計仕様を出して業者(メーカー)に作らせた場合は、作らせた側が該当します。DP袋、その他を自社仕様で製造委託している場合は、特定容器製造事業者に該当します。 特定容器包装利用事業者 特定容器包装利用事業者とは自分の会社の商品を容器に入れり、包装紙で包んだりしている事業者のことで、お店から受注するプリントは受託品なので、お店が特定容器包装利用事業者となりラボは対象外です。但し、直営店を持っているラボは、特定容器包装利用事業者となります。 フィルム現像はお客様の商品を預かり、現像という役務を提供するだけなので対象外です。 アルバムや額などメーカーから仕入れて、販売するものは対象外です。 * 詳細は通産省発行の「容器包装リサイクル法」パンフレットを参照して下さい。</p>																																																																																																													
判 定	() 対 象	() 対 象 外																																																																																																																							
	() 特定容器製造事業者	() 特定容器利用事業者																																																																																																																							
	() 特定包装利用事業者																																																																																																																								
2	<p>使っている、あるいは製造している(委託も含む)容器包装の内、対象となるものを確定する。</p>	<p>今回対象となるものは以下の2品種です。 プラスチック製容器包装 紙製容器包装</p> <p>容器包装廃棄物とは商品を入れる容器または包装であって、商品を出したり使ったりすることで不要になり、棄てられるものをいいます。再商品化義務の対象は、家庭から排出される部分であり、事業系の廃棄物については対象除外。但し、帳簿上は事業系も含め記載しなければならない。</p> <p>容器とは材質の如何に関わらず、三方が閉じられているもの、包装とは全体を覆うのに必要な面積の1/2以上を覆っているものをいう。</p>	<p>対象品リスト例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品 名</th> <th colspan="2">容器包装区分</th> <th colspan="2">材質区分</th> <th colspan="3">事業者区分</th> </tr> <tr> <th>容器</th> <th>包装</th> <th>紙</th> <th>プラスチック</th> <th>利用者</th> <th>製造者</th> <th>義務なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DP袋 (販売用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DP袋 (直営店用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プリント袋 (")</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハイゼックス (")</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>包装紙 (")</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>角封筒 (受託品)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ボール (")</td> <td></td> <td>*</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネガシート (")</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 当てボールは角封筒に入れられて使う場合。 判断のつかない品目については、ステップ4の各地の通産局にご確認下さい。</p>	品 名	容器包装区分		材質区分		事業者区分			容器	包装	紙	プラスチック	利用者	製造者	義務なし	DP袋 (販売用)								DP袋 (直営店用)								プリント袋 (")								ハイゼックス (")								包装紙 (")								角封筒 (受託品)								当ボール (")		*						ネガシート (")																																														
品 名	容器包装区分		材質区分		事業者区分																																																																																																																				
	容器	包装	紙	プラスチック	利用者	製造者	義務なし																																																																																																																		
DP袋 (販売用)																																																																																																																									
DP袋 (直営店用)																																																																																																																									
プリント袋 (")																																																																																																																									
ハイゼックス (")																																																																																																																									
包装紙 (")																																																																																																																									
角封筒 (受託品)																																																																																																																									
当ボール (")		*																																																																																																																							
ネガシート (")																																																																																																																									
3	<p>対象品目の単位重量を取引メーカーから入手する。</p>	<p>再商品化義務量(kg/年)の原単位になります。</p>	<p>メーカーから書類(社印付)などで入手して、ステップ2の表をうめて下さい。</p> <p>プラスチックか紙かの判断の分かりにくいものは、材質も明記してもらおうとよいでしょう。複合材の場合は、重量の重い方の材質として下さい。</p>																																																																																																																						
4	<p>再商品化義務量と再商品化委託料金を計算する。</p>	<p>再商品化義務量の自主算定式</p> $\text{再商品化義務量} = \frac{\text{容器包装排出見込量 (kg)}}{\text{自主算定係数}^*}$ $\text{容器包装排出見込量} = \frac{\text{容器包装利用量 (kg)}}{\text{[自社又は他社への委託による回収分 + 事業者に販売した商品に使った量] (kg/年)}}$ <p>* 自主算定係数(平成12年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種区分</th> <th colspan="2">紙製容器</th> <th colspan="2">プラスチック容器</th> <th colspan="2">紙製包装</th> <th colspan="2">プラスチック製包装</th> </tr> <tr> <th>利用</th> <th>製造等</th> <th>利用</th> <th>製造等</th> <th>利用</th> <th>利用</th> <th>利用</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売</td> <td>0.06257</td> <td>0.00038</td> <td>0.13755</td> <td>0.00279</td> <td>0.03548</td> <td></td> <td>0.11009</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他事業</td> <td>0.06267</td> <td>0.00070</td> <td>0.15050</td> <td>0.00029</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>委託料金の算定式</p> $\text{委託料金} = \text{再商品化義務量} \times \text{委託単価}^*$ <p>* 委託単価(案)</p> <table border="1"> <tr> <td>紙製容器包装</td> <td>58.636円/k g</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>105.000円/k g</td> </tr> </table> <p>算定係数、委託単価は毎年見直されます。</p>	業種区分	紙製容器		プラスチック容器		紙製包装		プラスチック製包装		利用	製造等	利用	製造等	利用	利用	利用	利用	小売	0.06257	0.00038	0.13755	0.00279	0.03548		0.11009		その他事業	0.06267	0.00070	0.15050	0.00029					紙製容器包装	58.636円/k g	プラスチック製容器包装	105.000円/k g	<p>再商品化義務量の簡易算定方式 自主または委託回収量および事業者に販売した商品の数量が不明の場合は、下記の簡易算定方式で義務量を計算します。</p> $\text{再商品化義務量} = \frac{\text{前年において販売した商品に利用した特定容器の量}}{\text{簡易算定係数}}$ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種区分</th> <th colspan="2">紙製容器</th> <th colspan="2">プラスチック容器</th> <th colspan="2">紙製包装</th> <th colspan="2">プラスチック製包装</th> </tr> <tr> <th>利用</th> <th>製造等</th> <th>利用</th> <th>製造等</th> <th>利用</th> <th>利用</th> <th>利用</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>0.04380</td> <td>0.00038</td> <td>0.13067</td> <td>0.00237</td> <td>0.02661</td> <td></td> <td>0.07156</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他事業</td> <td>0.04073</td> <td>0.00024</td> <td>0.04515</td> <td>0.00015</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* サービス業は、その他事業区分になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">各地の通産局一覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道通産局</td> <td>環境対策課</td> <td>北海道札幌市北区北八条西2-1-1</td> <td>TEL 011-709-2311</td> </tr> <tr> <td>東北通産局</td> <td>環境保安課</td> <td>宮城県仙台市青葉区本町3-3-1</td> <td>TEL 022-263-1111</td> </tr> <tr> <td>関東通産局</td> <td>環境保安課</td> <td>東京都千代田区大手町1-3-3</td> <td>TEL 03-3216-5641</td> </tr> <tr> <td>中部通産局</td> <td>環境保安課</td> <td>愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2</td> <td>TEL 052-951-2768</td> </tr> <tr> <td>近畿通産局</td> <td>環境保安課</td> <td>大阪府大阪市中央区大手前1-5-44</td> <td>TEL 06-6941-9251</td> </tr> <tr> <td>中国通産局</td> <td>環境保安課</td> <td>広島県広島市中区上八丁堀6-30</td> <td>TEL 082-224-5676</td> </tr> <tr> <td>四国通産局</td> <td>環境資源課</td> <td>香川県高松市番町1-10-6</td> <td>TEL 087-831-3141</td> </tr> <tr> <td>九州通産局</td> <td>環境対策課</td> <td>福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1</td> <td>TEL 092-482-5472</td> </tr> <tr> <td>沖縄総合事務所</td> <td>環境資源課</td> <td>沖縄県那覇市前島2-21-7</td> <td>TEL 098-866-0031</td> </tr> <tr> <td>通 産 省</td> <td>環境立地局</td> <td>リサイクル推進課</td> <td>TEL 03-3501-4978</td> </tr> </tbody> </table>	業種区分	紙製容器		プラスチック容器		紙製包装		プラスチック製包装		利用	製造等	利用	製造等	利用	利用	利用	利用	小売業	0.04380	0.00038	0.13067	0.00237	0.02661		0.07156		その他事業	0.04073	0.00024	0.04515	0.00015					各地の通産局一覧				北海道通産局	環境対策課	北海道札幌市北区北八条西2-1-1	TEL 011-709-2311	東北通産局	環境保安課	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	TEL 022-263-1111	関東通産局	環境保安課	東京都千代田区大手町1-3-3	TEL 03-3216-5641	中部通産局	環境保安課	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	TEL 052-951-2768	近畿通産局	環境保安課	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	TEL 06-6941-9251	中国通産局	環境保安課	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL 082-224-5676	四国通産局	環境資源課	香川県高松市番町1-10-6	TEL 087-831-3141	九州通産局	環境対策課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	TEL 092-482-5472	沖縄総合事務所	環境資源課	沖縄県那覇市前島2-21-7	TEL 098-866-0031	通 産 省	環境立地局	リサイクル推進課	TEL 03-3501-4978
業種区分	紙製容器			プラスチック容器		紙製包装		プラスチック製包装																																																																																																																	
	利用	製造等	利用	製造等	利用	利用	利用	利用																																																																																																																	
小売	0.06257	0.00038	0.13755	0.00279	0.03548		0.11009																																																																																																																		
その他事業	0.06267	0.00070	0.15050	0.00029																																																																																																																					
紙製容器包装	58.636円/k g																																																																																																																								
プラスチック製容器包装	105.000円/k g																																																																																																																								
業種区分	紙製容器		プラスチック容器		紙製包装		プラスチック製包装																																																																																																																		
	利用	製造等	利用	製造等	利用	利用	利用	利用																																																																																																																	
小売業	0.04380	0.00038	0.13067	0.00237	0.02661		0.07156																																																																																																																		
その他事業	0.04073	0.00024	0.04515	0.00015																																																																																																																					
各地の通産局一覧																																																																																																																									
北海道通産局	環境対策課	北海道札幌市北区北八条西2-1-1	TEL 011-709-2311																																																																																																																						
東北通産局	環境保安課	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	TEL 022-263-1111																																																																																																																						
関東通産局	環境保安課	東京都千代田区大手町1-3-3	TEL 03-3216-5641																																																																																																																						
中部通産局	環境保安課	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	TEL 052-951-2768																																																																																																																						
近畿通産局	環境保安課	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	TEL 06-6941-9251																																																																																																																						
中国通産局	環境保安課	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL 082-224-5676																																																																																																																						
四国通産局	環境資源課	香川県高松市番町1-10-6	TEL 087-831-3141																																																																																																																						
九州通産局	環境対策課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	TEL 092-482-5472																																																																																																																						
沖縄総合事務所	環境資源課	沖縄県那覇市前島2-21-7	TEL 098-866-0031																																																																																																																						
通 産 省	環境立地局	リサイクル推進課	TEL 03-3501-4978																																																																																																																						

容器包装 リサイクル法への対応マニュアル

ステップ	内 容	法 令	補 足 説 明																																																																		
5	<p>リサイクル帳簿を作成して下さい。</p>	<p>1年毎にとじて、5年間保存 帳簿形式は自由も以下の項目を網羅すること 再商品化義務量 義務量算定に用いた排出見込量 前年度利用実績及び販売実績 再商品化契約締結年月日 再商品化契約量 委託料金支払期限と支払年月日 自主算定方式を用いる場合には、「自ら又は他社への委託により回収した量」、「事業活動により、消費された商品に用いた量」も帳簿に記載する必要がある。</p>	<p>容器包装リサイクル法に定める帳簿例 紙製容器包装、プラスチック製容器包装、及び各々の業種に応じた4種類を作成して下さい。</p> <table border="1" data-bbox="1418 289 2828 764"> <tr> <td>業種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容器包装区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定容器包装の名称</td> <td>1個当りの重量 小数点以下第一位四捨五入 10g未満は有効数字2桁</td> <td>特定容器包装を用いた商品の年間販売 個数</td> <td>販売した商品に用いた 特定容器包装の量 (kg)</td> <td>簡易算定係数</td> <td>再商品化義務量 (kg)</td> </tr> <tr> <td>計算式</td> <td>(g)</td> <td>個</td> <td>= ×</td> <td></td> <td>= ×</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">指定法人との契約に係わる事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 契約締結年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">3. 委託料金の支払期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 予定委託数量</td> <td>kg</td> <td colspan="2">4. 委託料金の支払年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	業種区分						容器包装区分						特定容器包装の名称	1個当りの重量 小数点以下第一位四捨五入 10g未満は有効数字2桁	特定容器包装を用いた商品の年間販売 個数	販売した商品に用いた 特定容器包装の量 (kg)	簡易算定係数	再商品化義務量 (kg)	計算式	(g)	個	= ×		= ×																									指定法人との契約に係わる事項						1. 契約締結年月日		年 月 日	3. 委託料金の支払期限		年 月 日	2. 予定委託数量		kg	4. 委託料金の支払年月日		年 月 日
業種区分																																																																					
容器包装区分																																																																					
特定容器包装の名称	1個当りの重量 小数点以下第一位四捨五入 10g未満は有効数字2桁	特定容器包装を用いた商品の年間販売 個数	販売した商品に用いた 特定容器包装の量 (kg)	簡易算定係数	再商品化義務量 (kg)																																																																
計算式	(g)	個	= ×		= ×																																																																
指定法人との契約に係わる事項																																																																					
1. 契約締結年月日		年 月 日	3. 委託料金の支払期限		年 月 日																																																																
2. 予定委託数量		kg	4. 委託料金の支払年月日		年 月 日																																																																
6	<p>再商品化委託契約を日本容器包装リサイクル協会と結ぶ。</p>	<p>所定の申込書がH11.11月中旬に商工会議所から各 へ直送されます。(申込みの必要はありません) 申込期限 H12.2.1</p> <p>罰則規定 帳簿に虚偽記載、無記載、又は5年保存を守らないとき20万以下の罰金 改善勧告に従わない場合は50万円以下の罰金 * 企業名を公表される場合もあるそうですので、ご注意ください。</p>	<p>万一、貴社がこのチェック表で該当しているのに、H11/11下旬に申込書類が送られてこない場合には、地元の商工会議所に問合せ下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>財団法人 日本容器包装リサイクル協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会 琴平ビル 3F 代表 TEL 03(5532)8597 FAX 03(5532)9698 プラスチック容器事業部 TEL 03(5532)8605・8607 紙容器事業部 TEL 03(5532)8585・8609</p> </div>																																																																		
7	<p>委託料金の支払い</p>	<p>再商品化委託料金の支払時期</p> <table border="1" data-bbox="774 1276 1344 1436"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>4月</th> <th>7月</th> <th>10月</th> <th>1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3千万円以上</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>3 10万円超</td> <td></td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 3千万円未満</td> <td></td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>5 10万円以下</td> <td></td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支払額	4月	7月	10月	1月	1 3千万円以上	50%	50%			2	40%	30%	15%	15%	3 10万円超		100%			4 3千万円未満		50%	25%	25%	5 10万円以下		100%			<p>支払いは、指定法人(日本容器包装リサイクル協会)に行います。</p> <p>契約は毎年行なう。(算定係数、委託単価が年々変わるため)</p>																																				
支払額	4月	7月	10月	1月																																																																	
1 3千万円以上	50%	50%																																																																			
2	40%	30%	15%	15%																																																																	
3 10万円超		100%																																																																			
4 3千万円未満		50%	25%	25%																																																																	
5 10万円以下		100%																																																																			
(参考)	<p>再商品化方法</p>	<p>プラスチック製容器包装 プラスチック原材料 油化 高炉還元 ガス化 コークス炉化学原料化(検討中)</p> <p>紙製容器包装 → 選別 製紙原料等 + 燃料化 → 選別 建築ボード + 燃料化 古紙解繊物等</p>																																																																			